

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 税務上の執行役員

Q : 当社の使用人が、このたび執行役員になります。この執行役員の税務上の取扱いはどうなっているのですか？

A : 原則、役員としては取り扱われません。

【解説】

最近、執行役員制度を導入している会社が増えているようです。

その趣旨や目的は、会社によっていろいろ違いましょうが、一般的には、取締役の数を減らし、経営を機動的、効率的にしようとするところに狙いがあるようです。

ところで、この執行役員の税務上の取扱いですが、税務では、役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事しているものをいうとしていますので、執行役員については、役員という呼称は付いていますが、税法上の役員には該当せず、役員として扱われることは、原則としてありません。

もちろん、その執行役員が、取締役兼務の執行役員である場合には、取締役に該当しますし、取締役でなくても、経営に参画しているという場合であれば、法人の経営に従事しているものとして、いわゆるみなし役員に該当する場合があります。

専務執行役員や常務執行役員などといった執行役員であれば、みなし役員に該当する可能性も高いでしょう。

